

令和8年度 事業計画

I 基本方針

我が国では急速な人口減少及び少子高齢化が進行し、人手不足が深刻な問題となっています。特に過疎化が進む地方では、高齢者への期待や役割が大きくなっています。このような社会情勢のもと、人生100年時代を見据え、高齢者が就業を通じて地域社会に貢献しているシルバー人材センターは、高齢者の生きがい、社会参加や居場所づくりとして重要な役割を担っているといえます。

令和5年10月のインボイス制度、令和6年11月からのフリーランス法施行等、シルバー人材センター事業全般を取り巻く環境は大きく変化しています。

当センターではフリーランス法に基づく契約方法の見直しを行い、令和8年度から新たな契約方法（包括的契約）を実施するための環境整備に努めてまいりました。今年度からの包括的契約を実施するにあたり、フリーランス法の保護対象である派遣分野以外で就業する会員と発注者である関係事業所等との連携・調整に努め、引き続き包括的契約の周知に努めます。

また、当センターにおいては、屋外作業分野の代表的な作業である「剪定」に関連した作業に従事する会員の高齢化や新規就業者の不足が深刻な状況となっており、昨年度から企業や家庭における樹木防除を中止したほか、新規の剪定・雪吊り作業の受注だけでなく継続的にご利用いただいているお客様への対応も年々難しくなっています。当該分野における人材確保については、専門的知識・技能の必要性や近年の猛暑下での屋外就業環境の悪化から新規の就業希望者があられず、人員の補充・確保が困難な状況が続いています。

今後、センターの運営については、益々厳しい状況が続くものと予想されますが、地域の特色や実情を踏まえ、社会状況の変化や会員の希望に応じた就業機会の提供や就業先の確保に努めるとともに、急速に進展するデジタル社会に対応するため、スマホやパソコンを活用して就業依頼を行う等、事務の効率化に継続して取り組んでまいります。

当センターでは、会員が笑顔で生きがいを持って就業できるよう、また、発注者や地域の皆様にとっても魅力にあふれ、親しまれるセンターを目指して、令和8年度は、次の事業計画により事業を進めます。

II 事業計画

(1) 会員の入会促進

- ①全会員一人1会員獲得運動の推進
 - ・会員紹介カードや会員募集チラシの活用
 - ・「会員紹介キャンペーン」に代わる新たな制度の検討
- ②会員の入会に係る制度の活用

- ・ 準会員制度の活用
- ・ 会費の特例(夫婦会員、途中入会者)による入会促進
- ③「お仕事説明会」の開催
(センター毎月第2、第4月曜日と随時の対応、ハローワーク毎月第3水曜日)
- ④積極的な広報活動等による会員入会の促進
 - ・ 事務局だよりや就業情報のホームページ掲載と準会員への配布
 - ・ ケーブルテレビでのシルバー活動の紹介
 - ・ 新聞折込チラシ配布と市報掲載による会員入会の促進
 - ・ 市内イベント参加を通じ、会員募集チラシの配布
 - ・ 長寿会との連携による会員入会の促進
 - ・ 小矢部園芸高校の市内に居住する専攻科履修生を対象に会員募集チラシを配布

(2) シルバー事業の利用促進

- ①市内イベント参加を通じ、シルバー事業紹介パンフレットの配布
- ②ケーブルテレビなどを活用したシルバー事業のPR
- ③ホームページの活用

(3) 会員の就業先の確保

- ①公共部門、各種団体、民間事業所への就業開拓及び新規事業の開拓
- ②ローテーション就業やワークシェアリングの推進による未就業会員の就業確保
- ③労働者派遣事業、職業紹介事業による会員の就業拡大
- ④女性会員向け業務の開拓
- ⑤会員の経験、特性、意向等会員情報のデータベース化によるマッチング機能の向上

(4) 地域社会への貢献

①介護予防・生活支援サービス事業の実施

元気な高齢者がサポートを必要とする同世代や若い世代を支えるため、小矢部市と連携を図りながら、個人家庭の清掃や洗濯、買物、食事の支度、留守番、保育・育児支援などの地域に根ざした福祉・家事援助サービス事業を推進。

②空き家等管理事業の実施

小矢部市及び小矢部市自治会連合会との連携や県外・市外への広報活動の強化を図りながら、空き家等が特定空き家等になることを防止し、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とした、市内の空き家等の管理の適正化をサポートする事業を推進。

③シルバーふれあい市の開催

会員が栽培した作物、野山から採取してきた山菜、作成した小物等を持ち寄って、展示・販売する「シルバーふれあい市よってかれ」を5月から11月までの第3木曜日に開催し、会員と市民との交流を推進。

④「くらし救援隊」事業の実施

豊かな知識・技術を持った会員（くらし救援隊）が高齢者世帯などのくらしの中のちょっとした困りごとを応援する事業を推進。

(5) 組織の活性化と魅力向上

- ①各専門委員会の活性化
- ②特別会員制度を活用した会員の多様化への対応
- ③ポイント表彰制度の推進・浸透
- ④関係団体との協力による事業の実施
- ⑤愛称の活用と普及による魅力向上・イメージアップ
- ⑥事務所玄関での会員作品展の開催

(6) 安全・適正就業の徹底

- ①巡回指導（安全パトロール）の実施
- ②交通安全・健康管理等の講習会の実施
- ③作業班別安全講習会の実施
- ④安全就業スローガンの募集による安全意識の高揚
- ⑤適正就業ガイドラインの周知徹底

(7) 研修・講習の充実

- ①先輩会員による後継者の育成
- ②就業に繋げるための会員の技術・技能の向上
- ③業務の技術・技能の向上のための独自講習会の実施
- ④女性も積極的に参加できる講習会等の実施

(8) デジタル技術の活用推進

- ①会員専用サイト「Smile to Smile（スマイル トゥー スマイル）」の活用
デジタル技術を活用した業務の効率化を継続する。
- ②「フリーランス法」への対応
令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律、いわゆる「フリーランス法」について、主に「Smile to Smile」によるデジタル技術の活用により対応する。

(9) 新契約方法（包括的契約）の実施

フリーランス法施行に伴う新たな契約方法（発注者・センター・会員の三者間での包括的契約）を実施し、会員及び関係事業所等との連携に努める。

(10) 施設管理受託事業の実施

指定管理者として、「小矢部市老人生きがいセンター」の施設の充実と適正な管理に努める。